

学び舎えひめ悠々大学事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、学び舎えひめ悠々大学運営要領（以下「運営要領」という。）第8条の規定に基づき、学び舎えひめ悠々大学（以下「学び舎えひめ」という。）の事務の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

2 実施機関及び対象講座の登録手続

（1）実施機関の登録手続

ア 学び舎えひめの実施機関として参加を希望するものは、愛媛県生涯学習センターが開所している日（以下「開所日」という。）で対象講座申込み受付開始の14日以前に、学び舎えひめ悠々大学参加申込書（様式第1号）を学び舎えひめ事務局長（以下「事務局長」という。）に提出しなければならない。

イ 事務局長は、登録を許可したときは、当該登録を申請した者に対し、愛媛県生涯学習情報提供システム管理運営要綱（以下「システム管理運営要綱」という。）の定めるところにより登録許可番号（以下「ID」という。）及び暗証番号（以下「パスワード」という。）を付与し、実施機関登録通知書（様式第2号）により通知するものとする。

ウ 実施機関がその登録内容を変更しようとするときは、あらかじめ実施機関登録事項変更届書（様式第3号）を事務局長に提出しなければならない。

エ 実施機関は、登録を廃止しようとする場合にあってはあらかじめ、要件を満たさなくなった場合にあっては速やかに、実施機関登録廃止届書（様式第4号）を事務局長に提出しなければならない。

オ 事務局長は、実施機関が登録後1年を超えて対象講座を開講しなかったとき又は実施機関に公序良俗に反する行為等があったと認めたときは、実施機関の登録を取り消すことができる。

（2）対象講座の登録手続

ア 実施機関が対象講座の情報を登録しようとするときは、対象講座申込み受付開始の7開所日以前に次のいずれかの方法で申請しなければならない。

（ア） システム管理運営要綱の定めるところにより、あらかじめ付与されたIDとパスワードを用いて、オンラインで登録申請する方法。

（イ） 講座情報登録申請書（様式第5号）により、事務局長に申請する方法。

イ 事務局長は、対象講座の登録を許可したときは、情報提供システムに対象講座を登録するものとする。

ウ 実施機関が対象講座の情報を変更しようとするときは、対象講座申込み受付開始の7開所日以前に次のいずれかの方法で届け出なければならない。

（ア） システム管理運営要綱の定めるところにより、IDとパスワードを用いて、オンラインで変更を届け出る方法。

（イ） 講座情報変更届書（様式第6号）により、事務局長に届け出る方法。

エ 事務局長は、対象講座の変更届を受理したときは、情報提供システムに対象講座を変更登録するものとする。

オ 事務局長は、実施機関の登録した学習情報等が事実でないなど不適切な情報提供があった場合、当該学習情報の提供を停止することができる。

3 入学

学習記録カード（様式第7号）を取得し対象講座を受講すること、又は活動記録カード（様式第8号）を取得し学習成果を生かした活動を行うことにより、入学とみなす。

4 単位の認定手続

（1）単位の認定手続は、次のとおりとする。

ア 対象講座の単位認定

（ア） 対象講座の受講（以下「学習活動」という。別紙1参照）を開始した者が単位の認定を受けようとするときは、学習記録カード（様式第7号）に学習日、講座名、主催者、場所その他必要事項を記入し、実施機関に提出しなければならない。

（イ） 実施機関は、単位の認定基準に基づき、学習記録カードに押印し単位を認定するものとする。

イ 学習成果を生かした活動の単位認定

学習した知識や技術を地域や社会に還元する活動（以下「学習成果を生かした活動」という。別紙2参照）を行った者に対する単位の認定は、当該者が、単位の認定基準に基づき活動記録カード（様式第8号）に単位数、活動日、活動内容及び活動場所を記入することにより行うものとする。

（2）単位の認定基準

ア 1単位に必要な時間は、概ね1時間とする。1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

イ 学習成果を生かした活動の単位認定に当たっては次のとおりとする。

（ア） 学習成果を生かした活動と学習活動の関連性は問わない。

（イ） 有償・無償は問わない。

（ウ） 活動形態（個人・集団）は問わない。

（3）取得単位の証明

前2号により「学習活動」及び「学習成果を生かした活動」を行ったことについて証明書（様式第9号）の発行を希望するときは、証明願（様式第10号）に学習記録カード又は活動記録カードを添えて提出しなければならない。

5 表彰制度

奨励賞（様式第11号）の受賞を希望する者は、奨励賞申請書（様式第12号）に学習記録カード又は活動記録カードを添えて提出しなければならない。

6 公印

学び舎えひめの印の寸法及びひな型は、別表のとおりとする。

7 この要領は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 18 年 8 月 4 日から施行する。

附則

この要領は、平成 20 年 3 月 7 日から施行する。

別表（ 6 関係）

名 称	寸 法 (ミリメートル)	ひな形
学び舎えひめ悠々大学学長之印	2 7 × 2 7	学び舎えひ め悠々大学 学 長 之 印
学び舎えひめ悠々大学事務局長 之印	2 0 × 2 0	学 び 舎 え ひ め 悠 々 大 学 事 務 局 長 之 印

備考 字体は、なるべくてん書を用いること。